

インフルエンザ予防接種について

- 対象となる方は、接種当日満65歳以上です。
- 1シーズン1回の接種で効果があるとされています。流行シーズンに間に合うように通常12月中旬までに接種を終了することが望ましいとされています。

【接種実施期間】

平成23年10月1日～平成24年2月29日

- 町からの公費負担は1,000円となります。接種料金は各医療機関によって違いますので、医療機関にお問い合わせください。

(医療機関には、接種料金から1,000円を差し引いた額をお支払いください)

*生活保護受給者は無料で受けることができます。

当日の持ち物

- ① 健康保険証・医療受給者証（マル福該当者）
- ② 眼鏡（接種当日、予診票の記入がありますので、眼鏡の必要な方はお持ちください）

【お問い合わせ先】

藤里町民課 健康福祉係

☎ (79) 2113 (内線138)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制することもとに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

【届出事項】

- ・土地の所在及び面積、利用目的、土地に関する対価の額など

【届出が必要な土地取引】

- ・売買契約、売買予約契約、交換契約等

【届出が必要な土地の面積】

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ①市街化区域 | 2,000m ² 以上 |
| ②その他の都市計画区域 | 15,000m ² 以上 |
| ③都市計画区域以外の区域 | 10,000m ² 以上 |

【届出期限】

- ・契約（予約を含む）を締結した日から2週間以内に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口に届け出してください。

【その他】

- ・期限内に届出をしなかつたり、偽りの届出をするごとに、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 企画財政係

☎ (79) 2111 (内線230)

『省エネナビ』の貸し出しについて

家庭内における消費電力を測定することができる『省エネナビ』を無料で貸出しております。期間は最大10日間となります。機械が1台しかないため、希望が多数または重なった場合は、調整をさせていただきます。

ご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

*省エネナビは、借り受けた方の責任において管理及び使用するものとし、省エネナビの使用による家電製品等の故障、損害等について、町は一切の責任を負わないものとします。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課総務係

担当佐々木 ☎ (79) 2111

大館能代空港

利用促進助成金交付事業

平成23年度藤里町では、大館能代空港利用促進キャンペーントを実施しております。これを機会に、大館能代空港をご活用ください。

【助成内容】

- ・東京往復 最大1,000円を助成
片道大人5,000円 小児2,500円

*航空券とホテルがセットになった商品（個人包括旅行運賃適用航空券）は、1商品につき最大5,000円の助成となります。

*藤里町に住所を有する方・扶養者を有する学生・企業が対象です。

【申請・お問い合わせ先】

藤里町総務課企画財政係 ☎ (79) 2111